

新島襄の教会政治論

土 肥 昭 夫

はじめに

新島襄はまとまった形で教会政治論、ひろく教会論を残さなかった。しかし、晩年に日本基督一致教会と日本組合教会の合同運動の中で教会政治に関する見解を述べた。そこで、その運動の経過における彼の実践的な教会政治論を論述してみよう。

筆者は既にこの合同運動の経過とその問題点、新島の見解についてくわしく論述した¹⁾。その視点は今も変わらない。ただ、新島については、森中章光編の書簡集によらねばならなかった。現在は『新島襄全集』2「宗教編」、3・4「書簡編」、6「英文書簡編」などによって、さらに詳細かつ厳密に問題をとらえることが、可能になった。ただし、困ったことに、同全集7、特に9がなお未刊であるため、事によっては、将来補筆しなければならないかも知れない。なお、この合同運動を推進した小崎弘道は、のちに往時を回顧し、新島、J・D・デビスが運動に反対し、その行動は「公明正大を欠く点があった」とし、その具体的事例を一般的表現をもって述べた²⁾。この評価が的確かどうか、折にふれて叙述したい。

両教派の合同運動の渦中に、新島はアメリカン・ボードの総主事 (corresponding secretary) N・G・クラークにこう述べた。

「私はなお会衆主義を最も可能性のある教会機構 (the best possible polity) とみている。私は教会機構に関する限り、デモクラシー政治の大いなる崇拜者である」 (一八八八・一一・二〇 N・G・クラーク著、『新島襄全集』6、三三九ページ―筆者訳 以下88・11・10、N・G・クラーク、6・三三九の方法で略記)。

いうまでもなく、彼は十年に及ぶ米国留学時代に会衆派の教会で信仰生活を送り、この教派と関係の深いアメリカン・ボードの「準宣教師 (corresponding member of the Japan Mission)」として日本で活動してきた以上、この文章は彼の率直な所信表明といえる。ただそうになると、他教派はもとより、会衆派についても的確かつ公平な認識がでてくるかどうか、という疑問が残る。

では、当時の米国の会衆派教会は何を唱えたか。この国の会衆派諸教会は地域毎に連合体 (association) を組織し、必要に応じて全国会議も開いていたが、一八七一年一月のオベリン (オハイオ州) 会議で、組織を固定化し、総会も定期的に開くことを決めた。そのときに公にされた宣言 (the Oberlin Declaration of the National Congregational Council) は、この派の教理と政治を簡潔に示す。教理については、それは聖書を信仰と実践の十分にして誤りのない原則とし、その解釈は一般に福音主義といわれる教理に合致したものでなければならぬとする。そして教会政治については、「彼ら (会衆派諸教会―筆者) は、統治の主権は普遍的教会およびすべての特定の諸教会の唯

一の首である主イエス・キリストに直接的に責任ある各個教会あるいは信仰者の会衆 (congregations of believers) にあるが、またそれとともに、すべての教会はキリストの公同の教会の一部分として相互に交わりを持つものとして交友 (fellowship) の義務に生きる負い目を相互に持つという信仰において、同意する。それ故に、諸教会は、すべての教会の共通の関心と事業を促進するためにこの全国的協議会を結成しつつ、各個教会の自治と運営に対する聖書的で奪うことのできない権利を主張する。この全国的協議会は、決して立法上あるいは司法上の権威を行使せず、また委託の会議 (a council of reference) として行動することに同意しない³⁾ というのである。これは会衆主義の基本的な理念であるが、その法文化や政治的運営においては、さまざまないき方をしていた。

新島がこの会議に出席したかどうかは、知られない。しかし、彼がこの宣言にある会衆主義の基本的な考え方を熟知していたことは、彼の合同運動への対応からも明らかである。ただ、彼が米国会衆派教会の政治的運営について、どれだけ見聞を深めていたかを知る手がかりは、まだつかめないのである。

一致、組合両教会の合同運動に話題をすすめよう。この運動は、一八八六年三月に大儀見元一郎、安川亨、松山高吉、湯浅治郎、井深樞之助、小崎弘道、植村正久が日本基督教会設立趣意書草案を諸教会に送ったことに始まる。この草案は教会の「一致連合」の必要性を述べ、合同教会の信仰簡条、会議にも言及している⁴⁾。合同問題は四月の日本基督伝道会社第九年会中に開かれた第一回日本組合教会総会 (4・21―23) で二回にわたり懇談会として論じられた⁵⁾。小崎が一月に一致側が提案したという草案を説明したが、それは教会政治をさらに具体化しており、明らかに一致側の立場に立っていた。意見は合同に積極的なものと慎重なものに分かれた。新島は後者であり、「成文一致スルト云フコトニ注目シテ、漸次ニ実行上ニ現ハセバ可ナリ。今急ニ政略ノ異ナル者ヲ無理ニ一致サセントスルハ不可ナラ

ン」と述べた。新島はさらに否定的な見解をN・G・クラークへの書簡で表明した。それによれば、一致側は長老主義の代議制(Representative system)を唱えており、そうなると会衆主義は消滅する。合同は望ましいが、自分は偽りの合同には従えない。組合側の幾人かは合同に熱心であるが、彼らの考えは安易である、というのである(86・6・28、N・G・クラーク、6・三〇三)。

第一回総会は三名の委員を選び、彼らのつくった意見書を小崎が一致側に伝えることを決めた。その後、両派の間に一進一退の交渉があった、と思われる。八七年五月に東京で第四回一致教会大会(5・3—10)、第二回組合教会総会(5・4—6)が並行して開かれた。⁽⁸⁾両派はそれぞれ五名の委員をあげ、合同綱領の原案を作成し、それぞれの会議で説明と討論を行なった。その原案は、合同教会の名称は日本〇〇基督教会、その教会政治は各個教会の自治、教会の控訴を審判するなどの部会の権限、部会の控訴を審判するなどの総会の権限を述べていた。組合教会総会はその大意を承認し、各個教会の¾が賛成すれば、一〇名の委員が一致側の同数の委員と合同草案を作成し、これを再び各個教会に配布し、それより三カ月後に臨時総会を開くことを決めた。両派の委員は集まり、草案起草委員としてW・インブリー、井深、D・C・グリーン、伊勢時雄をあげ、彼らはその作業に着手した。

新島は第二回総会に出席しなかった。当時の書簡は、彼がここにみる合同運動の動向をどのように考えていたかについて何も述べていない。ただ、次のようなことが知られる。八七年七月に新島は夫人と静養のため札幌に赴いたが、大島正健より伝道者の派遣を求められ、馬場種太郎の推薦を考えた。そして、この地域には「何々之宗派ニ論せず」(組合(教一筆者)会如何ニ関スルニアラス)伝道者を送りたい(87・7・11、宮川経輝、3・四七三、四七四)、「一致組合ノ両教会ノ一致モ出来双方都合ヨク連ブナラバ、此教会モ併合スベキ様子ナレドモ、其レ迄ハ不偏不党独立独行ノ目的ナリ」と札幌独立教会の方向を評価した(87・7・12、金森通倫、3・四七四—四七五)。ここからみれば、新島は

この時点では「心勞」などしていない、むしろ淡淡々とこの地の伝道の重要性を考えていたことになる。ただし、のちに大島より教会設立の方法を聞かれて、彼は会衆主義的な方法を示唆し、自立独立の教会設立の大切さを述べた(87・10上旬、大島正健、3・四八四―四八五)。したがって、それが文字通り危くなると「組合会如何ニ関スルニアラス」など、言っておれなくなったのである。

2

新島が合同運動に積極的に反対し始めたのは、一八八七年一〇月二七日のN・G・クラークへの書簡においてである(6・三二七―三二八)。それによれば、起草委員たちの構想は各個教会の自治をある程度認めているが、全般的には長老主義的である。各個教会のうえにある権威を立てることは耐えられない。会衆主義の自由はやがて失われるだろう。自分は合同組織の中により大きい自由を確立するか、そうでなければ長老派より分離して自派を保持することを計画している。J・D・デビスやJ・L・アキンソンは合同に消極的であるが、D・C・グリーンは積極的である。日本人教職者たちは思慮なしにこれに前向きである。ボードはこの重大問題を宣教師たちにゆだねてよいのか、というのである。

彼はまた、起草委員の草案下書を見て、全く長老主義的で、会衆主義的自由がない、と極論し(87・11・22、徳富猪一郎、3・四九三)、その草案は二人の宣教師の手になり、二人の日本人教職者はそれをうけただけであり、委員たちが承知すれば、諸教会も追隨するだろうと憂い(87・12・9、小崎弘道、3・四九九―五〇〇)、組合側の委員には、さらに具体的にこのことを説明していった(88・2、組合会両会連合相談委員、3・五二四―五二五)。

四名の起草委員による草案は合同委員会で審議、修正され、八八年五月に小崎、井深を編輯人とし『日本基督教会憲法並細則・付録』として刊行された。それは合同教会の基本原則を記した十一章の憲法、それにもとづく重要な規則を述べた六章の細則、各個教会の組織、牧師選挙手続などを述べた六章の付録より成り、A5版九九頁と大部のものである。以下これを憲法草案と略記する。『新島襄全集』2は、このうち憲法の全文とそこに加えられた新島の書き込みを掲載する（細則・付録には彼の書き込みはないので、省略されている）。彼がこれをいつ頃行なったかは、不明である。明らかなのは、彼がこれを何らかの形で公表しなかつたことである。彼は合同委員の人たちに「小生ハ未タ憲法ニ付余リ可否スルヲ好マス、尚充分ノ講究ヲ為シタル古今ノ歴史ニ遡リ、又将来ノ結果如何ヲ考ヘ、然ル后可否ノ意見ヲ下シタク存候」（88・11・23、宮川経輝、海老名弾正、小崎弘道、伊勢時雄、金森通倫、湯浅治郎、3・六八六）と述べている。したがって、彼は熟慮検討のうえこれを書いたのではなく、憲法草案を読みながら、率直に思いついたところを記したと推定される。さらに、彼はこの書き込みによって憲法草案による両派の合同教会の構想に軌道修正をこころみたと考えられる。つまり主観的には彼は、合同運動をつぶすのではなく、彼の会衆主義にもとづく教会合同を考えていたのかも知れない。以下、その書き込みによる彼の修正意見の要点を述べる。

(1) 合同教会の名称については、憲法草案は「日本基督教会」としたが、新島は「日本連合教会」とする。合同教会であることを明らかにするためであらう。

(2) 教理については、憲法草案は聖書の権威をあげ、使徒信条、ニカイア信条（正確に言えば、三八一年のニカイア・コンスタンティノポリス信条のこと）、福音同盟会の教理的基礎九カ条を信仰箇条とし、ウエストミンスター教理問答、ハイデルベルク教理問答、プリマス綱領（セイブルク綱領のこと）を「貴重」とした。新島はニカイア信条を削除し、末尾に、「以上信仰ノ個条ハ日本連合教会大略協同シテ遵奉スヘキモノナルモ決シテ一個教会ノ信仰箇条

ト認ムベカラス」を追加する。この追加は合同教会の信条の法的拘束性を退け、各個教会の信仰告白の自由を保障しようとしたものである。このような立場は一致教会と対立するが、この合同運動では信条問題は起こらなかった。彼はニューイングランドの保守主義的正統派神学の影響をうけた人であるが、組合教会の現状を考慮してニカイア信条を削除したのかも知れない。

(3) 政治については、憲法草案は新約聖書がその原則を推知させるのみとし、諸教会、部会、連会、総会「に由て」行なうとした。新島は前段のあとに、したがって各個教会は独立自治を保ち、相互協力のために合同するという文を追加し、後段では「諸教会」を削除し、「に由て」を「ト称スヘキ諸教会派出ノ代議委員ノ勧告ヲ以テ」と修正する。彼は会衆主義を聖書的である、と確信していた。そして政治の主権が各個教会にある以上、これと代議機構と並行するのはおかしい。その自治は当然であり、そこより生まれた代議機構の決定は勧告でなければならない、というのである。

(4) 各個教会については、憲法草案は部会、連会、総会にある事項を行なう「権」を委託し、それ以外の権を保有し、そこにおける自治がある、とした。新島は「権」を「義務」と修正し、代議機構が各個教会の上に「権柄」を持たず、諸教会の協力機関とする。各個教会のみに法的主権を認めると、そうなるのである。

(5) 部会（一致教会が「中会」と称えたもの）について、憲法草案は議員、「権限」、ついでその内容としての教職候補者の許可、「監督」（教職のこと）の按手礼、その退職、牧師の就職、解職、教会の建設、加入における部会の権限を明らかにした。新島はその中に会衆主義的立場を反映させようとする。たとえば、他派より入会しようとする教職はまず教会の会員になること、教職試補者、按手礼志願者はその所属教会より部会に請求して受験すること、部会は教職の按手礼執行や教会新設を助け、牧師の就職、解職および戒規には「勧告」する「義務」があることとする。

(6)戒規について、憲法草案はその目的、所管、犯罪、判決、回復について述べた。新島は犯罪で草案が教職と信徒を区別しているのを、そのいづれであれ、「一個教会ノ会員トシテ犯罪ト認ムルモノハ……」と修正する。これは、彼の平等主義のあらわれと解される。彼はのちに臨時総会(88・11・23―25)に、戒規はマタイ伝18章で十分であり、勅告また忠告として実施すべきである、と伝言した。ここでは、そのように述べられていない。

(7)上告について、憲法草案はその所管、上告審判会議の権限を述べた。新島はこれに字句の修正を施すが、上告者の権利を認めるためか、これを否定しない。ただし、臨時総会には上告審判はあくまで反対である、と伝えた。

以上彼の書き込みで興味あるところを述べたが、そこにみる彼の立場は明白である。それは各個教会の法的主権にもとづくその自由自治と相互の提携協力としての諸教会合同組織という構想である。彼はその重要性を次のように述べた。

「小生ノ意見ハ他ニアラス、飽マデモ各教会ガインディペンデント・セルフコンプリートネスヲ失ハサル様ニ致シ度積ナリ、……牧師長老又ハ執事ナドニハ兎角権柄ノ帰シ易キモノナレハ、所謂セツシヨソノ如キモノヲ作りテ教会ヲ治メシムレハ、随分治メ易キ弁利ハアルカハ知ラサレトモ、教会員ノセルフ・イントレストヲ失フハ必然ト言ハサルヲ得ス、数十年数百年ノ後ニハ必ラス任他主義ノ教会ヲ我カ東洋ニ作り出スベキハ鏡ニ懸テ見ルヘシト存候、予ハ教会ニ於テ飽マデモ平民主義ヲ取ルモノナリ、寡人政府主義ハ他年我カ東洋ヲ益スルモノニアラザル事ヲ確信仕居候」(88・1・28、小崎弘道、3・五二七―五一八)。

「今ノ憲法ハ何レノ主義ニ迄寄りオルヤ、中央集権ニ迄寄り其方ニ傾向アリト云ハサルヘカラス、^モシ將シテ然ラハ、中央集権ハ我カ邦将来ノ教会ニ利スヘキ主義ナルヤ、中央集権乃貴族的主義ニ傾向アル我日本ニ取り、我カ教会ニモ此ノ主義ヲイントロデューススルハ如何ノ此十九世紀ハ自由共和自治平民主義ノ益發達シ来ルノ時世ナラスヤ、吾人此時世風潮ノ趣ク所ナル自由自治共和平民主義ヲ捨テ、此ノ時期ト共ニ其跡ヲ隠サントスル中央集権貴族的主義、乃チ寡人政府主義ヲ取揚ケントスルハ策ノ上ナルモノナルヤ」(88・10・3、一致・組合兩教会合併問題に関する稿(一)、2・四九九)。

このような彼の論述をみると、彼は教会政治における会衆主義の妥当性を論議することから眼を転じ、近代日本の

政治における会衆主義の意義を論及しようとしていることが明らかである。日本、ひろくアジアにおいて会衆主義的教会政治が普及するならば、各個教会の自由自治にともなう共同体形成の責任意識、そこにみられる人間の平等観、政治理念としての共和主義が教会の中に根付いていく。その教会がそのような意識と思想に生きる人間を世に送り出すならば、日本は近代市民国家として生長する。これが彼の確信であった。この教会と同志社の人間教育と相俟つて「自由教育、自治教会、両者併行国家万歳」というのが、彼の希望であった。

3

組合教会は、アメリカン・ボードや同志社卒業者の伝道によって結成された三十余の教会が八六年四月に設立したばかりの組織であった。その規約も会衆主義的要素を含んでいるとはいへ、あまりにも簡単で未熟であった。これに対して、一致教会はまがりなりにも長老主義的教育と実践を十年間つづけ、その憲法規則、信条は明確であった。新島はいう。

「此ノ組織モナキ規則モナキ漠然タル我カ組合会カ、規則ノ厳格ナル一致会ト合併セン」トスルナラハ我カ失フ所ハ如何ニ多クソ、……」(87・12・9、小崎弘道、3・五〇〇)。
 「若シ此ノ体裁ヲ以テ連合スルニ至ラハ、恰カモ家格ノナキ家ノ一少女(明ニ自治ノ精神ヲ具ヘ)カ家格ノ嚴重ナル一家ニ嫁ン行クノ貌ナリ、……其ノ子々孫々迄モ永ク自治ノ元氣ヲ遺伝セシムルヤ否ハ決シテ保証スヘカラス」(88・2、組合会両会連合相談委員、3・五二五)。

両派は united together でなく、組合教会が一致教会に united into になる。事実、J・C・ヘボン⁽⁸⁾は、組合教会が一致教会に入会する、と本国に伝えている。このような情況になるならば、彼はあるとき組合教会、さらに同志

社を去ることを考えた。

「今日ハ未タ知り不申候得共、万一良心ノ好シトセサル所アレハ小生脱会スルモ難計候」(88・1・28、小崎弘道、3・五一八)。

J・D・デビスによれば、彼は自分の反対が同志社に及ぼす影響を憂慮した。しかし、同志社、組合教会との関係がきれても、自由の原則は譲れない。自分は京都を去り、北海道で単独で仕事をする、とさえ言った。デビスは彼に、忍耐強く待て、合同の基礎条件を変えられないか、と言った、⁽⁹⁾という。彼は、デビスのいったように、この問題にとりくみつづけたのである。

彼はまず、組合教会の教職・信徒が会衆主義を知らず、漫然と日本の教会の大同団結を唱えて運動をすすめたり、その動向に追随しているとし、自己のよって立つべき根拠を認識し、そのうえで合同運動にとりくむべきことを唱えた。彼は組合側の合同委員にこう述べる。

「静カニ我カ取ル所ノ主義如何ニ着目セラレ探窮ニ探窮ヲ加ヘ、実験ニ実験ヲ添ヘ、工風ニ工風ヲ回ラシ、遠クハ古代ノ教会史ニ溯リ其ノ得失ヲ洞視シ、近クハ近世諸教派ノ生セン所ノ原因ト其ノ長短如何ヲ比較商量セラレ、之ヲ執リ彼ヲ捨テ尤モ我カ日本教会将来ノ進歩ヲ助クヘキ所ヲ採用シ賜ハ、小輩ノ尤モ満足ニ堪ヘサル所ナリ」(88・2、組合会両会連合相談委員、3・五二四)。

牧師たちは会衆主義の自由自治の気風に慣れてしまい、それを自覚的に保持する努力を怠っている。彼らは福音伝道に熱心であるが、教会政治に無頓着である。信徒も有力な指導者がやっていることだから、といって漫然と合同に賛成している状態である(同上書簡、3・五二五―五二六)。そこで彼は言う。

「予ハ此上ハ一致ヲ拒マス、一致ノ法方ノ其ノ宜ヲ得ス○教会員ニ何ノインストラクシヨシモナクシテ只承諾セシメ、而シテ直ニ一致ニカカラントスルハ決シテコング「リ」ゲ、シヨナル会ノ仕方ニアラス衆治会ノ為スヘキ事ニアラス」(87・12・9、小崎弘道、3・五〇〇)。

彼は合同運動を通じて組合教会の人たちに会衆主義を学習するのみならず、その実地訓練を行なうことを考えた。

会衆主義の政治によれば、組合教会にとって重要なことは、各個教会がこれを十分論議し、そこで得たところを総会に持ち寄り、合意が成立すれば、それが組合教会の方針となる。各個教会で論議を深めるには、時間が必要である。このように考えた彼は、八八年一月の組合教会臨時総会における憲法草案による合同の可否の決議を延期するように、諸教会に働きかけることにした。彼は最初は合同委員の構想や憲法草案に反対するだけであったが、八八年一月頃より延期論を唱えるようになった。彼はかねてより気脈を通じていた東京、群馬の人たちに延期論を臨時総会に向けて提案するように働きかけた。¹⁰⁾ 当時の彼の書簡をみると、かなり強引な説得工作がみられる。これが小崎に「公明正大を欠く」といわせた原因であろう。しかし、諸教会の現状は延期をせざるを得ない状況であった。関西その他の諸教会も延期を唱えるものがあらわれた。たしかにそれは穏当な処置かも知れないが、問題をあとにひき延ばしただけのことであった。

新島はアメリカン・ボードのN・G・クラークにも働きかけた。彼は自己の見解と憂慮をのべ、ボード、さらに米国会衆派教会の意見をひき出そうとした。たとえば、最初の節に紹介した書簡で、彼は現在の合同計画が長老主義寄りであり、自分は会衆主義に立っていることを述べた後、次の質問を出した。①ボードは憲法草案をどう思うか、会衆主義的か、長老主義的か。②ボードと会衆派教会は、この合同を長老主義への屈服とみた場合も、なお日本伝道を支援するか。③会衆派はこの合同の故に日本伝道への献金を拒絶すれば、ボードも支援を見合わすだろう。同志社はどうなるか、プレズビテリアン・ボードに移管してよいのか。④合同後、反対派が新たな会衆派グループを結成するとしたら、ボードは合同教会とこのグループのいづれに関係するか。以上についてボードの決定的な公式見解をうけたまわりたい、というのである(88・11・10、N・G・クラーク、6・三三九―三四二)¹¹⁾。

人はこの書簡の中に同志社と組合教会の現状を知るものとしての彼の悲痛な心情を痛ましくみるかも知れない。あ

るいは、合同の結果を先取りし、想像をたくましくしてボードの言質をとうとうとする強引な言辭をよみとるかも知れない。それにしても、ミッションの「決定的な公式見解」によって、合同問題に対応しようとすることは、教会の自由独立を唱える会衆主義の教会政治とどのようにかわるのであろうか。その理論は机上の空論であらうか。

彼は八八年一月に大阪で開かれた臨時総会（11・23—25）に出席しなかつた。その代わり、組合側の合同委員に書簡を提出した。それによると、彼は合同問題が最大の心痛の種であり、病氣休養と意見を述べたくないという心境のため、欠席する、とことわつた後、憲法草案による合同決議について諸教会の準備が整っていないことを指摘し、その決議延期は当然である、と唱え、自分も憲法草案の可否を判断したくない、過去の歴史や将来の帰結をよく考えたいと決めた、と述べていた。さらに、アメリカン・ボードも延期を勧め、会衆派教会も合同するなら日本伝道をおきあげる、といっているが、それでも合同する理由があるのか、自分は合同委員よりも諸教会の輿論に注目したい、と手きびしい主張を展開した（88・11・23、宮川経輝、海老名禪正、小崎弘道、伊勢時雄、金森通倫、湯浅治郎、3・六八四—六八七）。

臨時総会は、彼が期待したように、憲法草案による合同の可否を決議することを翌年五月の定期総会まで延期することを多数決で決めた。そして一〇名の合併委員を選び、彼らが諸教会の意見を参考として修正案を作成して一致側と交渉すること、アメリカン・ボードに日本信徒側の合同意見を伝え、ボードの意見を聞くことも決めた。その後総会は懇談会にきりかえられ、二日間にわたり合同問題に関する話し合いがなされた。その中で、二人の使者が新島をたずね、彼の意見を復命した。彼は、合同が理論的にも、現実的にも困難なこと、上告審判には反対であり、戒規は勧告とすべきこと、アメリカン・ボードに日本側の意志を伝えるべきことを伝えた。¹²⁾

以上述べた限りにおいて、彼の意見は臨時総会に反映されたようにみえる。彼もこの決議に満足し、各方面にこの

事を伝えた。しかし、懇談会の様子やその後の彼の書簡をみると、彼は容易でない情況におかれ、苦慮していたことが明らかである。これを次に述べる。

4

臨時総会の懇談会では、まず、D・ラーネッドら五人の宣教師の意見が求められた。彼らのほとんどは憲法草案の修正の必要を認めたが、合同運動に好意的であった。そこで、翌日合同運動に否定的なJ・D・デビスら三人の宣教師が意見を述べた。⁸⁹この席で、合同運動に積極的なC・B・デフォレストは、この年のアメリカン・ボード年会での合同問題が報告されたが、反対意見はなく、むしろ好意的な意見が出たこと、ボードが延期の電報を送ったのは、偏狭な心を持った人を満足させるためではないかと推定されるといい、暗に新島を非難した。そこで、新島はN・G・クラークに臨時総会の様子を報告し、ボードの真意を問い、合同派はわれわれを偏狭なセクト主義者というが、彼らも今の憲法草案をうけ入れるならば、同様になる、と弁明した(88・12・11、N・G・クラーク、6・三四五―三四八)。八九年二月一八日付のN・G・クラークの書簡に対する彼の返信がある。そこから察すると、N・G・クラークは福音伝道を使命とし、教派的教会の設立を求めないアメリカン・ボードの性格より、彼が期待したような「決定的かつ積極的」見解を示さなかった。⁹⁰さらに、この問題は宣教師たちの判断にゆだねているような事を述べた、と思われる(89・3・19、N・G・クラーク、6・三五―)。ボードの見解を手がかりとして事態を処置しようとした彼の計画は、これでゆきづまってしまった。そのうえ、宣教師の意見はまとまっていな。運動に好意的な人たちは、その実現に尽力している(89・4・12、N・G・クラーク、6・三五―)。彼の焦燥と苦悩は深まるばかりであった。

彼がとつたもうひとつの方法は、一致教会で氣脈の通じる人たちとの交渉であつた。彼はさきに井深に憲法草案に忌憚のない意見を述べ、合同運動の理想的方法を唱え、慎重な対応を求めた(88・11・12、井深樞之助、3・六七四―六七七)。こんどは押川と交渉した。彼は組合教会の「合併論者ハ一組ニナリ他ト計ラス、合併ニ関シ尤注意ヲ要スル論者(小生ノ如キモノハ)ハ孤城落日ノ有様」であるが、それでも彼らと交流を求めている、と苦境を述べる。そして、あえて会衆主義といわず、「自治自由共和平等主義」を唱えるものとして、各個教会の自治の十分な確保、代議機構の権限の縮小、上告の削除を唱える。しかし、一致側はこれに不同意であろう。では両派が満足し得る名案があれば、聞かせてほしい、といった(88・12・3、押川方義、3・七〇四―七〇五)。その後、押川は彼と会つた。押川は、一致教会関係者と相談のうえで、部会の教会設立は明白に記さず、面倒な手続は規則にまわし、上告は付録にまわし、戒規のみは残し、判決は照会あるいは仲裁にかえ、新しい信条の制定は合同後にする、といった提案をした。これは一致側の多少の譲歩であつた。新島はこのような提案が会議でおるかどうかわからないことわりながら、群馬の牧師たちに押川の提案を伝え、意見をきいた(89・2・12、不破唯次郎、杉田潮、杉山重義、4・四六)。ちなみに、押川の提案はある程度、後に述べる日本連合基督教会憲法並規則に反映された。

新島が疑惑と不信感さえ抱いていた合同運動推進派の人たちも、教会合同をようやく会衆主義的にとりあつたかううになつた。さきの臨時総会で選ばれた合同委員は、その決議により、すべての宣教師と教会に憲法修正意見書の提出を求めた(89・1・19、明石教会、福岡教会、4・二〇、二〇―二二)。彼は合同問題が各個教会のそれになつたことをよるこび、腹心の弟子には憲法大修正を求めた(88・12・17、馬場種太郎、3・七二二)。彼の期待と不安は、どのような憲法修正案が生まれるか、であつた。組合側の合同委員は、八九年三月四―七日に委員会を開き、諸教会有志の意見書

を検討し、憲法草案修正をまとめあげた。両派の合同委員会は同月一六日に開かれたが、一致側は組合側の修正案を「格別の異議なく快く其修正を受入れ」た、という（『日本基督教会憲法草案の修正』『基督教新聞』89・3・27）。こうして刊行されたものが『日本連合基督教会憲法並規則』（89・3）および同付録（89・4）である。前者は十一章の憲法、十章の規則でB5一八頁、後者は九章の付録でB5四三頁にわたる。以後、これらを憲法修正案と略記する。これをさきの憲法草案と比較し、その顕著な特色をあげると、次のとおりである。

(1) 憲法草案は教会政治に関する種々の規定を憲法の条項に加えていたが、憲法修正案はそれを規則に入れているので、憲法は簡潔になっている。

(2) 合同教会の名称については、憲法草案は日本基督教会であったが、憲法修正案では日本連合基督教会となる。

(3) 教理はかわらないが、憲法修正案は、将来完全な信仰簡条の制定を期すこと、連合教会の信条の主旨に抵触しない限り、各個教会の信仰簡条制定の自由を認めることを付記する。

(4) 教職という章が憲法修正案に新たに設けられ、教師（憲法草案では監督といわれていた）と牧師を定義する。

(5) 政治については、憲法修正案は憲法草案がかかげた連会を削除する。

(6) 各個教会の名称については、憲法草案は諸教会であったが、憲法修正案は各教会とする。

(7) 部会の議員については、憲法草案は各教会の代員一名とすべての教師としたが、憲法修正案は各教会の牧師と代員一名とする。また牧師でない教師の権限は著しく縮小されている。さらにその権の事項はあまり変わらないが、牧師の就職解職に「教会の依頼によりて」を明記し、憲法草案の「教会の上告を判決する事」を、憲法修正案は「教会より申告したる戒規の事件を処分する事」と修正する。

(8) 総会の議員は変わらないが、権について憲法草案の「連会、部会、諸教会を通して真と義とを維持し」を憲法修

正案は削除し、憲法草案の連会「の上告を判決することを得」を憲法修正案は「部会より申告したる戒規の事件を処分する事」と修正し、憲法草案の「外国伝道局を設立することを得」を憲法修正案は「内外国伝道委員を置く事」とし、連会の権限にあった神学校設立を総会の権限としている。

(9)戒規はほとんど変わらないが、憲法草案の判決を憲法修正案は処分と修正し、憲法草案の「判決は宣らるゝ時に直ちに実施せられたるものとす」を、憲法修正案は削除する。

(10)憲法草案の上告を憲法修正案は申告と修正し、申告は戒規に限るとする。また憲法草案は上告審判会議とか判決という語を用いたが、憲法修正案は前者を部会、総会と修正し、後者を削除し、助言を重視することになった。

(11)憲法草案の細則は憲法修正案では規則となり、教会建設、審問の内容は修正され、付録に入る。

憲法修正案はこのようにして諸項を整備するのみならず、会衆主義のいう各個教会の自治とその相互協力に立つ代議機構の位置づけがかなり明白になっている。新島はこの修正案を読み、前の草案より遙かに改善された、と一応評価した(89・4・16、D・スカッター、6・三五四)。しかし、彼がさき書き加えた憲法草案修正意見とは相違したところは少なくなかった。

5

八九年五月に神戸で開かれた第四回総会(5・22—27)は合同運動の転換点となった。⁽¹⁵⁾総会は混乱を重ね、やっとのことで憲法修正案に十二か所の修正を加えることで合意に達した。その主要点は、①ウエストミンスター教理問答、ハイデルベルク教理問答、プリマス綱領を削除する。②各教会は「自治の主権」を有し、いくつかの事項の執行権を

代議機構に委託するという文だけにする。③戒規、申告は認めるが、部会は「教会の依頼により」、総会は「部会の依頼により」判決する、とする、であった。総会は、合同の議決を三か月延ばし、両派の合同会議で合同を結了し、その会議のため準備委員五名をあげることなどを可決し、総会修了後、伝道会議を須磨で開いた。時を同じくして一致教会も第五回大会（5・23—6・1）を東京で開いた。¹⁶ 大会は総会が修正した条項の主要点を事実上否定した合同委員の報告をきき、これを可決し、三名の委員を派遣して組合側と折衝することを決めた。しかし、委員が神戸に到着したとき、総会は既に終わっていた。一致側はこの不幸な神戸訪問に失望し、憤慨した、と思われる。大会は一致教会として憲法の修正に着手することになった。その後七月に両派の委員は会合を開き、一致側はさきの大会決議を伝え、組合側はこれを総会で審議してから回答する、と返答した。翌年四月の第五回組合教会総会（4・2—4）は正式に合同中止を一致教会大会議長に送った。合同運動はこれで終息した。

第四回総会を迎える新島の心境は複雑であった。彼は総会に出席する同志社教会の議員たちに、自分は病気のため出席できないのは残念であるが、すべてを神の手にゆだね、その御旨に従うのみ、といいつつも、大胆に所信にしたがって歩むように、「我が自治主義ノ大本ヲ固守シ主權ノ教会ニ存スル事ヲ明々白々ニ憲法中ニ一大書スルヲ以テ憲法審議ノ大眼目トナシ度候」と唱え、総会対策さえ指示した（89・5・22、広津友信、花畑健起、4・一三五—一三六、89・5・23、同、4・一三七—一三八）。しかし、彼は血氣盛んな若手の人びとに同調することはできなかった。そこで合同推進派と合同反対派の「仲裁人」の道を模索した。そして、小崎や湯浅より意見を聞かれたとき、戒規、申告について少し譲歩してもよいのではないか、教員は「所属教会『此レハ牧師モ此中ニ入ル、精神ナリ』ニ於テ」、教師は部会で按手札を受けたので、部会に「於テ」戒規を受ける、申告は、教会の要求に応じて勧告や判決をする、として憲法修正案を少し修正する意見を提出した。以上のことを彼は信頼する徳富に報告し、さらに彼らには自己の心情を

次のように披歴したい、と述べる。

「一 生ハ彼等ト敵意ヲ抱クモノニアラス

一 彼等大砲ヲ打生ニ来ラハ、生ハ甘シテ其のトナルヘシ

一 一ノ教会ヲ捨テ、モ合併スルヤ否ノ問題ニ至リテハ、李伯(白)ノ詩中ノ句ヲ以テ之ニ答フヘシト存候、曰ク
驪虞不折生草茎。^(位)

此レハ真ニ小生ノ心情ヲ貫徹シタルモノナリ

一 左レハ反对ノ地ニ立ツモノナリト云ルレハ、生ハ只々カク陳センノミ
君等小生ノ心情ヲ察セサルニ付キ甚キヲ嘆キ

心中如湧 血涙潜々」

そして、今後は合同問題に立ち入らない積である、と記した(89・6・1、徳富猪一郎、4・一四二—一四四)。

一、二の教会が合同に反対するならば、彼らを捨てても合同に赴くべきである、と総会後の懇談会の席で唱えたのは、小崎であった。この事について、彼は小崎と文通を重ねた(89・6・2、8、15)。その中で、さきの李白の詩と文意を同じくする聖句「傷メル葦ヲ折ルコトナク、煙レル麻ヲ煥スコトナシ」(マタイ12・20)を引用し、自分はこれに同意しなかった。では反対かといって、自分を敵対者の位置に追いやるのは、自分の心情を理解したことになるまい、といい、さきの「心中如湧 血涙潜々」を再び記している(89・6・2、小崎弘道、4・一四八)。これに対する小崎の書簡(89・6・6)が現存する。小崎にしてみれば、彼が牧する番町教会の信徒たちが新島の説得で合同延期に踏みきるなどあって、新島の言動には心中おだやかでないものがあつた、にちがいない。しかしその書簡では、彼はその気配を見せず、合同運動の最終段階で新島がはつきりしたことを言わないのに戸惑いをおぼえた、という。そして新島が若手議員に加担し、多数意見に不同意を示すならば、組合教会は分裂するかも知れぬ。自分は確固たる意見があるが、合同推進派の同志社一期生と新島との信頼関係の維持のためには、どんなことでもする。同志社大学

設立を実現するには、この事が必要である、と述べた(4・四五—四五三)。小崎と新島は合同問題では決定的に對立した。しかし、それが人間関係の破綻にならず、両者は相互に心情を披歴し、理解し合い、困難な情況を打開しようとした。新島が臨終の席に小崎を招き、小崎が新島の葬儀で「殉教者の死」と題する説教(『基督教新聞』90・1・31)で、その偉業をたたえた背景には、このような関係が合同運動の中で存在していたのである。

新島は広津、花畑や小崎に憲法修正案に対する修正意見を提示したが、その趣旨は第四回總會の決議の中に反映された。しかし、既述のように、一致側はこれをうけ入れなかった。八九年末にはこの合同が中止になることを、彼は知っていたようである(89年月日未詳、大久保真次郎、4・三一)。合同問題の心痛、大学設立運動の奔走にともなう過労のため、彼は九〇年一月に病没した。

おわりに

一致、組合両教会の合同運動への彼の対応に関する評価を述べて、おわりにしたい。

まず、彼は教会合同に取り組む場合、自らの拠って立つ教會的基盤を明白に認識し、他教派と自由かつ平等な関係で交渉していかねばならない、と考えた。組合教会で合同を推進しようとする人たちが、教派的なものを偏狭で閉鎖的かつ独善的なものとして排除し、日本伝道を有効にすすめるためには大同団結が必要であると唱え、合同運動に漫然と赴いていったことに對して、彼は異議を唱えた。この見解は教会合同を考える場合の彼の基本的視座であった。彼が拠って立つ教會的基盤は会衆主義であった。彼はこの伝統に生きていたために、この合同運動が長老主義による会衆主義の併合ないし吸収であると直観的に判断し、これに反対しつづけたのである。

もうひとつの評価すべきことは、彼は教派合同問題を考えるのに、会衆主義的方法、つまり各個教会で教職・信徒が十分検討し、総会においてはそれをふまえた論議を議員たちが行ない、合意を見出すという方法がとられねばならない、と唱えたことである。それはえらばれた委員、有力な教派指導者、宣教師の提唱に無反省に追従し、同調することではなく、その教派を構成する者たちが主体的自由と責任をもって考え、結論を引き出すことである。そうであれば、合同教会は空中樓閣にひとしいものになるのである。彼は会衆主義者として教派合同の方法を正当に提唱した。

しかしながら、自らの教派的伝統に固執したのでは、教派合同は実現しない。もしそれが実現したとしても、それは一つの教派が他の教派を併呑したのにすぎない。新島はその事を問題とした。だが、このような彼の正当な主張は、そのまま彼自身に対してもさしむけられるのである。彼は会衆主義による長老主義の併合ないし吸収を提唱したからである。人は自己を克服することは、困難である。しかし、それがなければ、他者とひとつになることはできないのである。ではどのようにすればよいのか。それは自己と他者を客観的に分析し、両者を相互に支えているもうひとつのものを見出し、それに生きることが自己と他者の存在理由を実現するものであることを再認識することであろう。新島の場合、そういうゆとりというか、冷静さがなかった。彼はあまりにも会衆主義を信奉し、その教会の担い手となって活動していたために、これを標榜した英米会衆派教会の歴史を冷静かつ公平に認識するゆとりはなかった。彼の書簡をみる限り、彼は情熱的な福音伝道者、キリスト教学校の経営者、またその理想をかかげ、その実現に畢生の努力を傾けた運動家であった。八八年二月に彼は組合側の合同委員に、もって会衆主義、ひろく近代の諸教派の歴史を研究し、日本の教会の現状におけるそれらの妥当性を検討するように提案した(第3節参照)。この事はそのまま彼自身の課題でもあった。彼は会衆主義にもとづいて各個教会の主権を強調した。ところで会衆派教会も会議制を持つ。

そこで各個教会の自治と代議機構の決議は、どのように相即するのかは、会衆主義政治の中心的問題である。彼はこの問題について米国の会衆派教会がどのように運用していたかを、どれだけ熟知していたのであろうか。そのあたりのあいまいさのために、憲法草案、憲法修正草案、それに対する組合教会の修正決議に対して、特に戒規、上告（申告）判決について一貫した提案ができなかった。さらに、問題になるのは、一致教会の長老主義教会政治に対する彼の認識である。彼は会衆主義を地方分権的、平民主義的、共和政府主義とし、その対照において長老主義を中央集権的、貴族主義的、寡人政府主義とした（第2節参照）。しかし、これらはきわめて相対的なことであり、理論的にも実践的にも適切な定義でないことは、英米の両派の歴史を検討すれば、明らかである。（なお、英米において長老派と会衆派の相違は、国教会の問題にもある。ひろく教会と国家の問題は、新島はその断片にふれたとはいえ、この合同運動の中でとりあげられなかった。これは日本の状況を反映するとはいえ、問題として残るだろう）。

本論で取りあげることができなかったが、『組合一致合併問題に就ての意見』（89・1・25）というパンフレットがある。これは組合教会臨時総会の状況にかんがみ、アメリカン・ボードの依頼によりJ・D・デビスが「組合教会政治略説 付一致問題に就ての意見」、D・ラーネッドが「全国組合教会の諸兄弟に告ぐ」を執筆し、刊行したものである。彼らは神学者であり、近代諸教派の歴史と現状についてそれなりの見識を持っていた。彼らに共通していたことは、会衆主義や長老主義の教会政治について、一步距離をおき、冷静かつ公平に論及する。そして、教会合同については最終的に日本伝道に適切な合同教会政治のあり方を見出すべきであり、それは日本人教職・信徒の責任である、と唱えて、宣教師としてのけじめをつけていることである。そのうえで、J・D・デビスは両派の相違性に力点を置き、かなり無理があるのではないかと述べ、D・ラーネッドは両派の類似性に注目し、相互の歩み寄りを期待した。そのいずれの道をとらねばにせよ、新島には彼らにみる冷静かつ公平な態度がなかった。宣教師たちは日本の教会

の現実をよく知らない、両派のこみ入った教会政治の実情は、当事者でなければ、わからない、と新島はいいたかったのかも知れない。しかし、そうであればこそ、歳月をかけて、問題を熟慮検討し、そのもつれた糸をときほぐすことが、日本人キリスト者の課題ではなかっただろうか。

実は、新島はこの事を心のなかで知っていたのかも知れないのである。彼は教派合同という重大問題を考えるのに、三年間の検討期間が必要である、といった(88・10・15、N・G・クレーク、6・三三八ほか)。ところが、両派の合同運動が高揚したのは、八七年五月であり、挫折したのは八九年五月であり、その期間はわずか二年であった。まさしく拙速といわなければならない。そして、そのあやまちは、半世紀後の日本基督教団設立、八十年後の日本基督教団と沖繩キリスト教団の合同においてくりかえされた。R・V・ヴァイツェッカーではないが、過去の歴史に目を閉ざす者は、結局現在の事柄に無思慮、無謀となるのである。

注

- (1) 土肥昭夫「一致、組合両教会の合同運動」(『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版局、一九七五所収)
- (2) 小崎弘道「七十年の回顧」一九二七・四『小崎全集』3、五七頁。同「日本基督教史」同全集2、一一八頁も参照。
- (3) オペリン宣言の全文は Philip Schaff, *The Creeds of Christendom*, Vol. 3, Harpers, 1919, p. 737 にあつて。
- (4) 「日本基督教会の設立」(『基督教新聞』86・3・12)。「植村正久と其の時代」3、六七三―六七五頁はこれを転載したが、小崎の名前が欠落している。なお、新島を含めて、当時は組織的^{組織的}合同^{合同}のことは「一致」「連合」「合併」といわれた(「一致」はいつでもそうとは限らないが)。今日のニュアンスで読むと、意味がとれなくなる。なお『新島襄全集』10の略年譜が、森中章光によりつづつ八七年五月に「組合・一致両教会の合併問題おこり……いちじるしく心労を重ねることとなる」(四八一頁)とするのは、誤りである。同全集8の年譜編はその事について賢明にも何も述べていない。

(5) 『日本基督教伝道会社第九年会記事』は『同志社叢書』3、一九八三・二に掲載されている。

(6) 第二回組合教会総会の公式記録は手元にない。ただ湯浅与三『基督にある自由を求めて、日本組合基督教教会史』(創文社、

一九五八)二〇七—二一〇頁が記録を引用しつつ、詳述している。『基督教新聞』87・5・11の記事は決議内容がはっきりしない。

(7) この論点からすれば、会衆主義を信奉する新島が近代天皇制をどうみていたかは、興味ある問題である。彼はいう。「小生ハ国家ノ政体ニトリテハ今ノ立君憲法政体ヲ好シトスルモノナルモ、独リ教会政治ニ至リテハデイモクラチクプリンシプルヲ甘受欣奉スルモノ有之候テ……」(88・12・3、押川方義、3・七〇四)。では、彼はどうして立憲君主制を支持するのか、が問題になる。また彼は教会と国家を切り離して論じるが、たといそう考えるにしても、彼がいうデモクラシーの原理としての「自由共和平等主義」(同上書簡、同上頁)の意味が、気になるところである。

(8) 「一致・組合両教会合併問題に関する稿」(イ)、(ロ) (2・五〇〇、五〇九)

(9) J・D・ディヴィス、北垣宗治訳「新島襄の生涯」小学館、一九七七、一一七頁

(10) 「一致・組合両教会合同問題に関する稿」(イ)、(ロ) (いずれも88・10・3、2・五〇一、五〇二)には彼の延期論が東京であられたこと、「88・10・5、徳富猪一郎、3・六四三」では小崎が牧する番町教会の人たちに働きかけたこと、「88・10・20、奈須義賢、3・六五四—六五七)には群馬の諸教会に延期論にもとづくさまざまな指示が記されている。

(11) 新島は小崎に、最初の段階で、N・G・クラークが合同に不同意である、と伝えた(88・1・28、小崎弘道、3・五一七)。そのN・G・クラークの書簡が未見のため、その真偽はわからない。もしそれがN・G・クラークの意見であれば、彼がなぜこのような仰々しい書簡を送ったのか、不明である。

(12) 『明治廿一年十一月組合教会臨時総会記事』は八五頁にわたり、その決議、議事、懇談会の内容を詳細に伝える。

(13) 小崎は、新島、J・D・デビスが合同運動に反対した、という(注2)。しかし、注12の資料によれば、J・D・デビスは沈黙をつづけたので、反対とも賛成ともうけとられた、という。さらに「諸君ニシテ此憲法ヲ其儘用ヒテ合併セントセバ予ハタトヒ『アメリカンボード』ヨリ棄テラル、モ予ハ永ク日本ニ留リテ諸君ト共ニ主ノ道ヲ伝ルヲ以テ畢生ノ目的トセリ是レ予ガ諸君ニ向テ述ル赤心ナリ」(七〇—七一頁)と述べた。ちなみに、小崎はこの臨時総会に欠席していた。

(14) 本文でN・G・クラークが新島に述べたことは、新島の書簡より推定した。N・G・クラークの新島への書簡を手にすることができるならば、さらに正確なことが判明するだろう。これに関連して、合同問題について、N・G・クラークがC・B・デフォレストにあてた書簡の一節が、八九年四月二日にC・B・デフォレストが小崎にあてた書簡の中に紹介されている(『教会合併に就て』『基督教新聞』89・4・10)。それによれば、N・G・クラークは、アメリカン・ボードは「或る教

会政治や教派の信仰条目に余り重を置かず」福音伝道を目的としている。「余は余が曾て或る宣教師や伝道地に向て『コン
グレーション・ナリズム』を用ゆるべきことを望める書翰を送りしことを知らず」と記し、日本伝道において約六つの教派が
合同することについて満足している。ボードの寄付金は「道徳上の性質と基督教徒の事業に於て全く墮落したる時」でない
限り、続くべきことを述べた、というのである。このN・G・クラークの書簡も、なんとなく新島の見解に同調しない内容
となつてゐる。ちなみに、N・G・クラークが「六つの教派」というとき、組合教会や一致教会のことは念頭になく、それ
らを支援するミッションないし教派のことを考へていた。

(15) 第四回総会記録は手元にないので『基督教新聞』(89・5・29、6・5)の記事によつた。

(16) 『日本基督教一致教会第五回大会記録 付臨時大会記録』(89・5)。筆者は合同問題に関連する、第四回より第六回までの大
会記録のコピーを五十嵐喜和氏(日本基督教會豊中央教会牧師)よりいただいた。記して感謝したい。

(17) 騶虞(すうぐ)というのは、虎に似た中国伝説上の獣であり、その猛獣でさえ生えた草の茎(くき)は折らない、という意
味である。